

新市の各種住民サービスや制度、住民負担はこうになります

相模原・津久井地域合併協議会では、1市3町の約1,300項目の各種事務事業の一つひとつについて、合併した場合、どのようにするのが調整・協議されています。このうち第5回の合併協議会までに約900項目の調整が終了しています。今回も前号に引き続き、調整の終了した事業や制度の一部をお知らせいたします。今後もこの協議会だより等を通じて住民の皆様へ合併した場合の各種サービスや制度、住民負担がどのようになるのかについてお知らせしてまいります。

国民健康保険（主に国民健康保険税） 地方税
 介護保険（主に介護保険料） 重度心身障害者等福祉手当
 小児医療費助成事業

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が1市3町で異なりますので相模原市の制度に統合されます。

国民健康保険税（年間）

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
所得割	医療分	5.70%	6.65%	6.00%	6.50%	相模原市の制度に統合されます。
	介護分	1.00%	1.05%	1.10%	1.05%	
資産割	医療分	13.20%	35.03%	39.00%	40.00%	
	介護分	3.50%	7.10%	7.90%	7.00%	
均等割	医療分	21,900円	22,660円	21,500円	25,200円	
	介護分	4,500円	6,200円	4,700円	6,000円	
平等割	医療分	22,200円	19,810円	25,000円	25,900円	
	介護分	4,800円	3,800円	5,300円	6,000円	
保険税額（モデルケース）	医療分	303,600円	349,300円	329,200円	360,000円	
	介護分	46,800円	50,300円	52,300円	52,200円	
	合計	350,400円	399,600円	381,500円	412,200円	

平成16年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース

加入者数3人（45歳の夫、38歳の妻、16歳の子）
 夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し
 固定資産税額 50千円（夫名義で25千円、妻名義で25千円）

介護保険

保険料は、介護保険法により3年ごとに事業計画を策定して算定することとされており、新市としての保険料は、平成17年度中に合併後を想定して策定する第3期事業計画（平成18年度～20年度）において算定することとなります。

なお、1市3町の現在の事業計画（第2期事業計画：平成15年度～17年度）を合算して現時点の保険料を試算すると、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

介護保険料（年額）

単位：円

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
第1段階	17,300	17,880	16,200	16,200	平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定し、保険料を算出します。
第2段階	26,600	26,820	24,300	24,300	
第3段階	36,900	35,760	32,400	32,400	
第4段階	46,100	44,700	40,500	40,500	
第5段階	55,400	53,640	48,600	48,600	
第6段階	73,800	-	-	-	

- 第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯
- 第2段階 世帯全員が住民税非課税
- 第3段階 本人が住民税非課税
- 第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満
- 第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満
- 第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 下線部分は相模原市のみ

小児医療費助成事業

小児医療費助成事業の通院分については、1市3町で対象年齢に相違がありますが、相模原市の制度に統合し、3町の対象年齢が「0歳から4歳まで」に拡大されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
通院・入院	0歳～4歳	0歳～2歳	0歳～2歳	0歳～2歳	0歳～4歳
入院	5歳～15歳	3歳～15歳	3歳～15歳	3歳～15歳	5歳～15歳

所得制限については、1市3町とも0歳は無し、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

地方税

個人の市（町）民税については、1市3町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統一されます。

固定資産税及び都市計画税については、納期が相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統一されるほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併特例法により合併後5年間は宅地並み課税は適用されません。

また、3町に所在する床面積1,000平方メートル以上又は従業員100人以上の事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
個人市（町）民税	均等割	3,000円			3,000円	
	所得割	200万円以下 200万円超 700万円超		3% 8% 10%	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	
法人市（町）民税	均等割	5万円～300万円 （資本金、従事者数により9段階）			5万円～300万円 （資本金、従事者数により9段階）	
	法人税割	資本金等 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	資本金等 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%	12.3%	12.3%	資本金等 10億円以上 14.7% 資本金等 5億円以上 13.5% 資本金等 5億円未満 12.3% ただし、合併年度に限り、3町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。
固定資産税	1.4%				1.4%	
都市計画税	0.3%	0.3%	-	-	0.3% 1	
事業所税	資産割	床面積1平方メートルにつき600円	-	-	-	資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25% ただし、合併年度を含む6年度の間に限り、3町に所在する事業所については、課税免除とします。
	従業者割	従業者給与総額の0.25%	-	-	-	
市（町）税	旧3級品	1,000本につき1,412円			1,000本につき1,412円	
	その他	1,000本につき2,977円			1,000本につき2,977円	
軽自動車税	原動機付自転車（50cc以下）	1,000円			1,000円	
	四輪乗用（自家用）	7,200円			7,200円	
	四輪貨物（自家用）	4,000円			4,000円	
	小型特殊（農耕作業用）	1,000円	1,600円	1,600円	1,600円	1,000円

- 1 都市計画税は、市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。
- 2 事業所税は、床面積1,000平方メートル以上又は従業員100人以上の事業所に課税されます。
- 3 軽自動車税は、主な車種について掲載しています。

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度に統合し、3町の方へも支給されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
重度心身障害者等福祉手当（月額）	（重度）5,000円 （中度）3,000円	無	無	無	（重度）5,000円 （中度）3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

- 〔対象者〕
- （重度）
 - 身体障害者手帳が1級・2級の方
 - 知能指数が35以下の方
 - 身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下の方
 - （中度）
 - 身体障害者手帳が3級の方
 - 知能指数が40以下の方
 - 身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下の方

会議開催のお知らせ

まちづくりの将来ビジョン検討委員会

第10回

日時：10月4日（月） 午後7時から
 会場：ウェルネスさがみはら 7階視聴覚室（相模原市）
 傍聴：50人（希望者多数の場合は抽選となります。午後6時30分までに7階受付へお集まりください。）

お問い合わせ先
 相模原・津久井地域合併協議会

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23
 けやき会館3階

☎042-769-8206 FAX042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ http://www.st-gappei.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

